

◎令和5年度白石市水道事業
会計予算

〔質疑〕予算に計上されている配水量及び漏水調査業務について、漏水を減らす効果はあるのか伺う。

〔答弁〕漏水箇所は毎年100件を超えており、有収率向上対策として、平成29年から配水量の分析と漏水調査を継続して行なっている。

令和4年3月16日の地震以降、有収率が落ちており、エリアを絞りながら調査を行なっているが、大きく漏水を発見できていないことから、今後も夜間流量等を勘案し調査を行い、漏水量の減少に努めていきたい。

◎令和5年度白石市病院事業
会計予算

〔質疑〕診療科目は確定しているのか伺う。

〔答弁〕現在、指定管理者である仁誠会において、現行の診療体制の維持と連携プランの推進に必要な診療科目から段階的に構築していくことを進めている。市民の皆様には、広報しろいし4月号でお知らせする予定である。

予算審査特別委員会の現地視察



白石沖西堀線街路事業



橋梁長命化対策事業(白石駅歩道橋)

常任委員会

第4号議案から第26号議案までの計23議案について、定例会初日終了後、各常任委員会(付託協議)を開催し、第9号議案・白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

定例会2日目(2月27日)の本会議において質疑が行われた後、総務産業建設常任委員会に審査が付託され、3月3日に議案の審査が行われました。

質疑応答を経て、採決の結果、第9号議案は全会一致で原案のとおり可決しました。

審査の中で議論された主な内容は次のとおりです。

総務産業建設常任委員会

委員長 菊地 忠久

副委員長 森 建人

委員 澁谷政義・高橋純彦

小川正人・保科善一郎

大森貴之・角張一郎

◎白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

〔質疑〕この条例の適用を受ける事業の基準は、「発電出力10キロワット以上の事業と規定されている。」

これまでは、白石市太陽光

発電設備設置事業指導要綱により「設置区域の面積が5千平方メートル以上の発電設備設置事業」を指導の対象事業としており、本条例とは適用を受ける事業の範囲が異なるが、その理由を伺う。

〔答弁〕再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則で規定された、産業用の基準である10キロワット以上の事業をこの条例の適用を受ける事業としたものである。

〔質疑〕事業者が事業を実施す

る場合に、説明会を開催しなければならぬとする「自治会等の活動区域に居住する者」と、「事業による影響を受ける可能性を有する区域に居住する者」の範囲を伺う。

〔答弁〕発電設備の設置場所や設備等により、自然環境、生活環境、景観など、事業の影響を受ける可能性が異なることから、説明会対象区域の範囲を事業区域から何メートル以内などと定義していないが、多くの住民に説明会に出席してもらうように、事業者には広く周知を行なっていたいただきたいと考える。

〔質疑〕条例の対象となる「再生可能エネルギー源」とは、何を想定しているのか伺う。

〔答弁〕主に太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電を想定している。

〔質疑〕この条例に「事業者は、地域振興に寄与するよう努めなければならない」とあるが、どのようなことが地域振興につながるかと考えているのか伺う。